

[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：当社スマートホスピタリティサービス顧客（ホテル事業者）

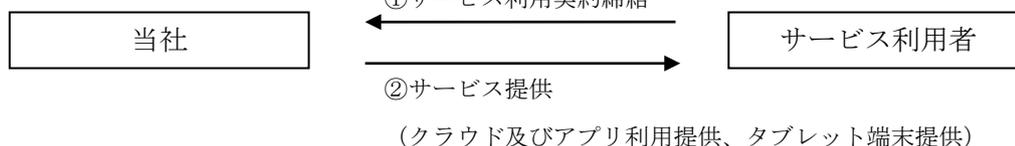
(2) 事業概要

<事業の流れ>

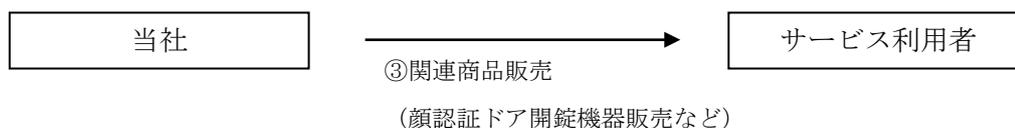
- ① サービス希望者（ホテル事業者）と当社にてサービス利用契約書を締結する。
- ② サービス利用者（ホテル事業者）に、宿泊予約情報とホテル宿泊客本人の顔情報とを紐づけるためのスマホアプリと、当該ホテルのフロントにてチェックイン及び顔認証による本人確認を行うためのタブレット端末を提供する。
チェックイン及び顔認証による本人確認は、具体的には以下の手順で行う。
 - (i) 宿泊予約時に、宿泊利用者は、当社のスマホアプリを通じて、当社サービスに顔情報を登録する。
 - (ii) チェックイン時に、宿泊利用者は、当該ホテルに設置されたチェックイン端末（タブレット端末）のカメラを通じて、当社サービスに顔画像を認識させる（この顔画像は本人の識別が可能な程度に鮮明なものである）。
 - (iii) 当社サービスは、宿泊予約時の顔画像と、チェックイン時の顔画像を自動的に照合し、顔画像が合致すれば、顔認証が成功したとしてチェックイン処理を進める。
 - (iv) 宿泊者名簿の記載については、宿泊予約時に事前入力された宿泊者情報をあらかじめチェックイン端末の画面に表示し、不足部分の記入と、最後に本人記載である証明のためのサインを記載することによって対応する。また、外国人宿泊客については、旅券画像を取得し、保存する。当該ホテルの職員は、常に一定数以上、当該ホテル内に待機しており、緊急時には10分程度で駆けつけることができる。
- ③ 物理的な鍵の受け渡し業務を不要としたい利用者には、関連商品として顔認証で部屋のドア開錠を可能とする機器（顔認証ルームキー）の販売を行う。顔認証ルームキーを利用しない場合、物理鍵の受け渡しは、フロントで職員が行うか、自動チェックイン機（KIOSK）を通じて適切に行う。

<事業フロー図>

(サービス提供時)

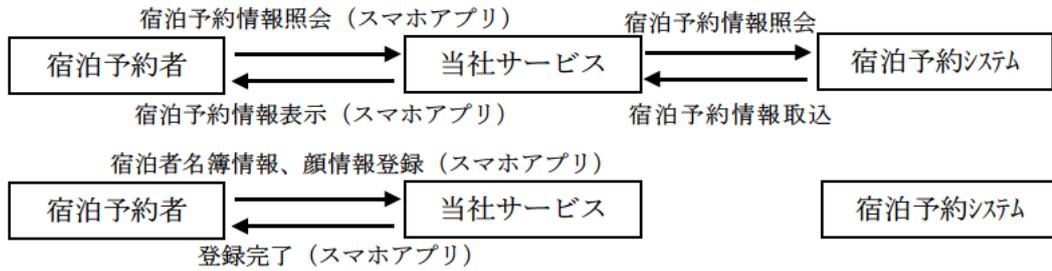


(サービス提供後日)

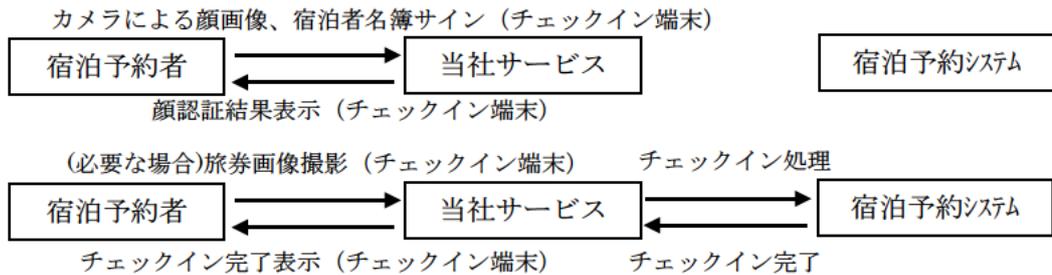


<ホテル宿泊客の利用フロー>

(宿泊予約時)



(チェックイン時)



<関連商品例>

(顔認証ルームキー)

- 1) 予約及びチェックイン時の顔情報を利用し、本人の顔を物理鍵の代わりとする。具体的には、チェックイン手続において、顔認証による本人確認ができた場合に限り、予約及びチェックイン時の顔情報に基づき、顔認証ルームキーの基となるデータを作成する。その後、当該データと予約した部屋の情報を紐づける。
- 2) 宿泊利用者は、入室する際、チェックイン時に割り当てられた部屋の外側に設置されたカメラ付きの認証用装置にて顔認証を行う。
- 3) 顔認証にて本人認証された後、認証用装置はドアの鍵に対し開錠信号を発行し、該当の部屋の扉を開錠する。

<商品写真>





(3) 新事業活動を実施する場所

当社サービス利用ホテル事業者のホテルにてスタート予定。以降、利用ホテルを拡大予定。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

(1) 玄関帳場の設置について

旅館業法

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。(以下省略)

旅館業法施行令

(構造設備の基準)

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

旅館業法施行規則

第四条の三 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

旅館業における衛生等管理要領（最終改正令和元年9月19日 生食発0919 第8号）

II 施設設備

第1

8 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)から(4)までの要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。

(5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていること。

- 1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。
- 2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。
- 3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

(2) 宿泊者名簿の記載について

旅館業法

第六条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

旅館業法施行規則

第四条の二 法第六条第一項の宿泊者名簿（以下「宿泊者名簿」という。）は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

3 法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- 二 その他都道府県知事が必要と認める事項

旅館業における衛生等管理要領（最終改正令和元年9月19日 生食発0919 第8号）

V 宿泊者名簿

4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体

的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法等により行うこと。

- 1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
 - 2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。
- 5 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えないこと。

「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」及び「旅館業法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について(平成30年1月31日)

玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設ければ、面接は不要なのか。	玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けた場合、対面での面接は不要ですが、宿泊しようとする者の確認を適切に行うことが必要です。
-----------------------------------	--

5. 具体的な確認事項

本照会書2. (2)記載の当社の新事業活動において、チェックイン端末でカメラを使用した顔認証により宿泊者の本人確認を行い、また必要対象者は旅券画像を取得し保存する機能が、自治体の条例等による明確な規制がある場合を除いて、フロント内に職員常駐させることなく対面での面接不要で、ホテルへのチェックイン業務を行える機能に該当することを確認したい。

<当社の考え>

- (1) 旅館業における衛生等管理要領 II 施設設備第1の8の(5)の2)において、「営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること」とあるうち、「宿泊者の本人確認」は顔認証の利用によって代替できる。尚、顔認証を行うのとほぼ同時に、健康状態もビデオカメラ等により、別途確認を行うものとする。「出入りの状況の確認」についても、ビデオカメラ等を設置し、適切に行う。また、本件において、施設内には職員がいることから、旅館業における衛生等管理要領 II 施設設備第1の8の(5)の1)の要件を満たし、物理鍵又は顔認証ルームキーを適切に受け渡すことから旅館業における衛生等管理要領 II 施設設備第1の8の(5)の3)の要件を満たしている。そのため、本サービスを利用するホテルは、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものといえ、玄関帳場又はフロントは不要、もしくは、仮に玄関帳場又はフロントがあったとしても、自治体の条例等によって職員の待機を求めている場合を除き、常に職員が待機していることは要求されない。
- (2) 当社の「ホテルに設置したタブレットにより宿泊者の顔認証を行い、必要対象者の旅券画像を取得し保存する機能」は、宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること及び当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できることから、旅館業における衛生等管理要領 V 宿泊者名簿第4に定める、「対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法等により行うこと。」に該当する機能にあたる。そのため、対面での宿泊者名簿の記載は不要となる。ただし、当該画像が近傍から発信されていることの確認は、許可を行う際に保健所において確認するものとする。
- (3) したがって、玄関帳場に代替する機能を有する設備を持ち、宿泊者の本人確認を対面と同等の手段となる当社提供の機能を利用するホテルは、自治体の条例等による明確な規制がある場合を除いて、フロント内に職員常駐させることなく対面での面接不要でチェックイン業務を行うことができる。

以上